

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民年金関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東浦町は、国民年金関係事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いにより個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東浦町長

公表日

令和5年10月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金関係事務
②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく、国民年金の給付、保険料免除等に関する届出の受理及び日本年金機構への報告を行う。 特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 1 国民年金被保険者に係る資格取得、喪失等に関する事務。 2 国民年金受給者に係る裁定請求、異動等に関する事務。 3 国民年金保険料の免除申請に係る事務。 4 1から3の進達事務。
③システムの名称	1 国民年金システム 2 福祉年金システム 3 中間サーバー 4 統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項及び第3項 別表第1「31」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号)第24条の2 番号法別表第1の31項の行政事務を処理する者は、厚生労働大臣と定められているが、国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)第1条の2の規定により被保険者の異動等の届出書、免除等の申請書、年金給付の申請書の受理等、日本年金機構への進達等は、市町村が行うものとされていることから、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行う。
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険医療課
②所属長の役職名	保険医療課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地 東浦町役場 総務部 総務課 電話番号 0562-83-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地 東浦町役場 健康福祉部 保険医療課 電話番号 0562-83-3111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月15日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	東浦町は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	東浦町は、国民年金関係事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いにより個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	東浦町の評価書の記述を統一するため。
平成28年1月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金に関する法律及び条例に基づき、日本年金機構及び年金事務所へ連携業務として所得調査等を行っている。 特定個人情報ファイルは、国民年金に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。 1 異動内容の届出。 2 免除申請書、学生納付特例申請受付、進達。 3 被保険者台帳の照会・異動。 4 年金受給者台帳の照会・異動。	国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、国民年金の給付、保険料免除等に関する法定受託事務を行う。 特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 1 国民年金被保険者に係る資格取得、喪失等に関する事務。 2 国民年金受給者に係る裁定請求、異動等に関する事務。 3 国民年金保険料の免除申請に係る事務。 4 1から3の進達事務。	事後	東浦町の評価書の記述を統一するため。
平成28年1月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1 国民年金システム 2 福祉年金システム 3 中間サーバ 4 統合宛名システム	1 国民年金システム 2 福祉年金システム 3 統合宛名システム	事後	
平成28年1月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	別表第1「31」 番号法別表第一第31項の行政事務を処理する者は、厚生労働大臣と定められているが、被保険者の異動等の届出書、免除等の申請書、年金給付の申請書の受理等、日本年金機構への進達等は、市町村が行うものとされ、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行う。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第1「31」 番号法別表第一の31項の行政事務を処理する者は、厚生労働大臣と定められているが、被保険者の異動等の届出書、免除等の申請書、年金給付の申請書の受理等、日本年金機構への進達等は、市町村が行うものとされ、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行う。	事後	東浦町の評価書の記述を統一するため。
平成28年1月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事前	
平成28年1月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 別表第2「48、50、111、112」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第7号。以下「主務省令」という。)第57条、第58条 (情報照会) 該当なし	なし	事前	
平成28年1月15日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日時点	平成27年10月5日時点	事後	
平成28年1月15日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日時点	平成27年10月5日時点	事後	
平成29年7月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第1「31」 番号法別表第一の31項の行政事務を処理する者は、厚生労働大臣と定められているが、被保険者の異動等の届出書、免除等の申請書、年金給付の申請書の受理等、日本年金機構への進達等は、市町村が行うものとされ、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行う。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1「31」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号)第24条の2 番号法別表第一の31項の行政事務を処理する者は、厚生労働大臣と定められているが、被保険者の異動等の届出書、免除等の申請書、年金給付の申請書の受理等、日本年金機構への進達等は、市町村が行うものとされ、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行う。	事後	
平成29年7月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険医療課長 稲生 博子	保険医療課長 山本 優	事後	
平成29年7月5日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何らか	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
平成29年7月5日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年10月5日時点	平成29年1月1日時点	事後	
平成29年7月5日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成27年10月5日時点	平成29年1月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	1 国民年金システム 2 福祉年金システム 3 統合宛名システム	1 国民年金システム 2 福祉年金システム 3 中間サーバ 4 統合宛名システム	事後	
平成30年12月26日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	
平成30年12月26日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	
平成30年12月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険医療課長 山本 優	保険医療課長	事後	
平成30年12月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく、国民年金の給付、保険料免除等に関する法定受託事務を行う。 特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 1 国民年金被保険者に係る資格取得、喪失等に関する事務。 2 国民年金受給者に係る裁定請求、異動等に関する事務。 3 国民年金保険料の免除申請に係る事務。 4 1から3の進達事務。	国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく、国民年金の給付、保険料免除等に関する届出の受理及び日本年金機構への報告を行う。 特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 1 国民年金被保険者に係る資格取得、喪失等に関する事務。 2 国民年金受給者に係る裁定請求、異動等に関する事務。 3 国民年金保険料の免除申請に係る事務。 4 1から3の進達事務。		
平成30年12月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1「31」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号)第24条の2 番号法別表第1の31項の行政事務を処理する者は、厚生労働大臣と定められているが、被保険者の異動等の届出書、免除等の申請書、年金給付の申請書の受理等、日本年金機構への進達等は、市町村が行うものとされ、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行う。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項及び第3項 別表第1「31」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号)第24条の2 番号法別表第1の31項の行政事務を処理する者は、厚生労働大臣と定められているが、国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)第1条の2の規定により被保険者の異動等の届出書、免除等の申請書、年金給付の申請書の受理等、日本年金機構への進達等は、市町村が行うものとされていることから、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行う。		
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年9月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年9月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
令和2年10月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年10月20日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年10月14日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年10月14日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年8月18日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年8月18日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年10月30日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年10月30日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	